

公立大学法人島根県立大学利益相反マネジメントポリシー

(平成 30 年 10 月 1 日制定)

(目的)

公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）は、豊かな自然と歴史を持つ島根県における知の拠点として、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを使命としている。

この使命を遂行していく上で、産官学連携活動を強化・推進していく必要があるが、それに伴って、法人の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）が、その活動の中で、いわゆる「利益相反」の状況に陥る可能性がある。

以上を踏まえ、産官学連携などの社会貢献活動を活発にしつつ、かつ、法人運営の透明性を高め、社会的な説明責任を果たしていくために、法人及び教職員等が常に意識をしなければならない姿勢として、ここに公立大学法人島根県立大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）を制定する。

(利益相反の定義)

利益相反（広義）とは、狭義の利益相反と責務相反を含むものとする。

狭義の利益相反とは、教職員等又は法人が産官学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という法人における責任が衝突・相反している状況をいう。

責務相反とは、教職員等が主に兼業活動により企業等にも職務遂行責任を負っていて、法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

(利益相反マネジメントの基本的な考え方)

- 1 教職員等は、産官学連携活動の推進を行う上で利益相反を生じないことを責務とする。
- 2 法人は、産官学連携活動の強化・推進を公正かつ効率的に行うために、教職員等の利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については、その解決のための措置を講じる。
- 3 利益相反の問題を考えるに当たっては、学生の教育・研究上の利益の確保に留意する。

(利益相反マネジメントの基準)

法人における職務に対して個人的な利益を優先させると客観的に見られたり（狭義の利益相反）、個人的な利益があるなしにかかわらず法人の外部の活動への時間配分を優先させていると客観的に見られたり（責務相反）して、法人の教育・研究活動等の公正さに疑念を生じさせているか否かを基本的な判断基準とする。

(利益相反マネジメント体制)

- 1 利益相反マネジメント規程は、別途定める。
- 2 利益相反マネジメントに係る施策の策定および具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

(その他)

その他、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。
このポリシーは、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。